

民間社会福祉施設サービス推進費における 「サービス改善計画」等の取組を公表します。

サービス推進費と福祉サービス第三者評価

民間社会福祉施設サービス推進費の交付施設においては、平成 19 年度から、以下の取組を実施しています。

- 少なくとも 3 年に 1 度は第三者評価を受審（一部の施設を除く。）
- 第三者評価を実施しない年は、第三者評価の利用者調査手法を活用した「利用者に対する調査」を実施
- 第三者評価等の結果を施設での利用者サービス向上のための取組につなげるために、「サービス改善計画・実施状況」を各施設が作成・公表

＜サービス推進費とは＞

東京都においては、独自に民間社会福祉施設サービス推進費補助を行うことにより、民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

公表している内容について

ここで公表しているのは、次のものです。

- 施設から東京都に提出された「サービス改善計画・実施状況」
- 「利用者に対する調査」の結果報告書（調査を実施した施設のみ。）

サービス改善計画は「第三者評価」又は「利用者に対する調査」の結果に基づいて作成されています。サービス改善計画は、受審（実施）年度の 3 月 31 日時点、実施状況は、翌年度の 4 月 30 日時点の情報です。

なお、「第三者評価」を受審した施設の評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価のページで公表しています。（事業所情報の詳細ページからも、「評価情報詳細」のボタンをクリックすれば見られます。）

※「サービス改善計画・実施状況」は、ホームページ及び当該施設内においても公表しています。
※サービス推進費交付施設においては「財務情報等の公表」の取組も行っており、第三者評価等の公表とあわせて、利用者への情報提供とともに、利用者サービスの更なる向上のために常に努力しています。

次のページより、「サービス改善計画」等を公表しています。

「福祉サービス第三者評価」等を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	調布福祉園	受審(実施)年度 (※)	令和2年度	施設番号	41-0120
-----	-------	-----------------	-------	------	---------

※第三者評価または利用者調査実施の年度

項目	評価結果に基づく現状分析 (令和2年度)	改善計画 (令和2年度末時点)	実施状況(予定を含む) (令和3年4月30日時点)	左記実施状況に実施予定があった場合の実施状況 (令和 年 4月30日時点)
柔軟な採用とともに辞めない職場作りが急務と認識しているについて	従来からさらに工夫した採用方法を検討し、実施しているが、辞めない職場作りも並行して進める必要がある。同性介護を原則とするなか、女性生活支援員の不足について深刻な状況が続いている。体制に余裕がないため、研修の実施も難しく意欲ある職員の向学心に十分に伝えられていないことも承知している。休暇や給与が補償されていても離職する原因を調査し、解決策を検討したい。「やりがい」を感じられる環境作りも必要である。	年度途中で2名の女性生活支援員を採用した。全体数としては女性生活支援員が少ないが、そのなかでもできるだけOJTを行える体制である部署に新規生活支援員を配属するなど工夫した。OJTの内容に関しては、部署ごとの利用者特性が異なるため、全ての内容を揃えることは難しいが、研修期間等は、支援係内で申し合わせた。	① 実施済み 2 実施予定 (令和 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み (令和 年 月) 具体的には以下のとおりです。
施設全体が一丸となつてさらなる利用者本位のサービス提供がなされることを期待しているについて	利用者の障害特性に応じて、部署ごとに適切な支援が提供されている。しかしながらどうしても部署ごとで独自の取り組み方法に陥りやすい場面がある。生活支援員や多職種と協働しながら一つのチームとして、さらなる利用者本位のサービス提供がなされるような組織体制が必要である。	特に女性生活支援員が不足している期間には、園全体で協働しながら応援体制を築き対応した。そのため、配属の部署のみならず、複数部署の利用者支援を行える生活支援員も増えてきた。部署を行き来する支援は大変であるが、部署独自の取り組み方法に陥りやすいということについては軽減されつつある。	① 実施済み 2 実施予定 (令和 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み (令和 年 月) 具体的には以下のとおりです。
利用者の意思決定を大切にするためにも個別支援計画や重要な案件については、話し合いや検討する時間を設けて対応していくことが望ましいについて	事業所全体での職員数が限られており、配属職員数や日々の稼働人数にあまり余裕がなく、部署会議等を開催することが難しい状況にある。重度・最重度の利用者本人の意思決定の妥当性を保証するためには、その意思決定の過程を複数の観点から検証することが求められる。個別支援計画やその他、利用者にとつての重要な案件については、できる限り多くの職員を招集しての話し合いや検討をする時間を設けて対応していくことが必要である。	利用者の入退所が数多くみられた年度であった。新規利用者に関しては、可能な限り入所前と入所後にケース会議を開催し、情報共有や利用者の意思決定等について話し合いを行った。できる限り多くの職員を招集するという点に関しても会議の時間帯のみ他部署へ応援を依頼する等、最善を尽くした。	① 実施済み 2 実施予定 (令和 年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み (令和 年 月) 具体的には以下のとおりです。

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。